

平成25年8月6日

(都道府県・市区町村)議会事務局 御中

全国森林環境税創設促進議員連盟事務局

「地方の地球温暖化対策に関する財源確保(総務省資料)」の概要について(お知らせ)

このたび添付した標記の参考資料については、去る5月28日開催の全国森林環境税創設促進連盟第20回記念大会において総務省からの講話の際に使用した資料です。

本議員連盟の求める、森林・林業・山村対策を早急に推進するため、「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与する制度の創設に係る国などの状況について総務省の考え方を示したものであり、当議員連盟が求める森林吸収源対策のための地方の財源確保の仕組みづくりについてご理解いただくため送付させていただいたところです。

以下のとおり、資料の概要についてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 資料1ページ:平成24年10月1日施行の「石油石炭税の税率の特例措置」に係る税収見込額の推計ですが、その用途については、現時点ではすべて「エネルギー起源CO₂排出抑制対策」に使用することとされていますが、これを、「CO₂吸収源対策」にも配分していただきたいというのが本議員連盟の要求です。
- 資料2ページ:平成25年度税制改正大綱において、「CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要」とされましたが、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については早急に総合的な検討を行う。」とされ、制度創設には今一步のところまで至りませんでした。
- 資料3・4・5ページ:京都議定書目標達成計画に基づく、国と地方の基本的役割、これに基づく国の関係予算について示されたものであり、国においては平成25年度以降の京都議定書第1約束期間終了後も引き続き同規模の取組みを進めることとしていることから、平成25年度以降も同様の予算措置が見込まれます。
- 資料6ページ:「石油石炭税の税率の特例措置」における地方の財源を確保する仕組みはさらに検討を進めることとされたことから、当該財源確保の仕組みが構築されるまでの間、地方公共団体の進める森林吸収源対策等に対する支援措置として、平成23年度から100億円が地方交付税として予算措置され、平成25年度においても同様の措置が取られている。なお、100億円については、都道府県50億円、市区町村50億円が、当該地方公共団体の保有する森林面積に応じて配分されています。

○担当事務局 〒958-8501新潟県村上市三之町1番1号

全国森林環境税創設促進議員連盟事務局(新潟県村上市議会事務局内)

担当:高橋、富樫

TEL/FAX0254(53)1275(直通)

e-mail:shinrin@city.murakami.lg.jp